

にて候、某とても不孝せんとは、願ひ不申候得ども、性の拙くして、おのづから背き申せし事重疊して、如斯申立候上は、申披くべき事も曾てなく候、此上ははやく母が願みてさせ、某を如何なる罪にも處せられ候得と、またなく申けるに、母涕泣袖に餘り、女心のはかなくて、かく申ば、己が爲に罷成ぞと申に付、弟にめで、訟申候、兄が事に背かざる事は、近隣の存たる所に候、自らあさばかに申たる罪をば御許ありて、本の如く兄をたておかせ給へ候べしと、くどき申ける、彌左衛門が母に背かず、罪を負たる條、左もあるべきながら、神妙なりと稱美ありて、弟が罪かろからざるに論きわまりて、追放せられけり、

〔とはすがたり〕はり、まの國に孝女あり、やそぢにあまる姑、やまひにふしてあやうし、孝女はやうより、やもめにして、子ふたりもたるが、きはめて貧しけれど、姑につかふることは、よくそなへて、たらぬことなし、ある時その子なる、人のらうせる山にて、柴こりたりとて、其村人らこれをまばりころさんなどいふ、この事孝女が村に聞ふれば、その村おさ孝女が家にきたり、我ゆきてわびことせんに、そこにもゆけ、さらすばうけひかじといふ、孝女うちなきて、いなをのれはまからじ、ねがはくは君いかにもして、いきかへらしめ給へといふ、さてもわが子の命おしますやとなじれば、孝女なみだおさへて、姑の命夜のまをはかりがたし、子のとられたる所道遠し、をのれまからむあとにて、むなしくならば、この世ををふるうらみなるべしとて、つゐにまからず、村おさあはれがりて、ひとりゆきて、この事をせにいひたて、わびことしければ、ことなく返しあたへたり、赤穂城下木津村のものなり、

〔憲の須佐美追加〕元文三年の冬、浪花の舟士勝浦屋太郎兵衛と云者、米船を盗とり、さまざまの謀計あらはれて、三日が間さらして、死刑に處せらるべきとて、十一月廿八日よりさらされける、その子長太郎十二歳、むすめ市十五歳、まき同年、翌二十三日夜もあけざるうちより、町奉行佐々